

## 令和2年3月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和2年3月30日(月)午前9時30分から午前10時17分まで  
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室  
3. 出席委員 15名

### 農業委員7名

会長 1番 横山安美 会長代理 2番 石崎正彦  
3番 赤井田令子 4番 岡元良農夫  
5番 山元啓嗣 6番 堀ノ内英雄  
7番 入木真一

### 農地利用最適化推進委員8名

11番 西村正人 12番 佐藤哲夫 13番 折尾雄二  
14番 加藤正博 15番 郡山信敏 16番 高野瀬稔  
17番 酒匂清治 18番 大迫恒作

## 4. 日程

### 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 5番 山元啓嗣 6番 堀ノ内英雄  
会議書記 係長 小久保洋平

### 第2 議案第59号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。 議案第60号 農地法第3条の規定による賃貸借権設定の許可について意見を求める。

議案第61号 農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める。

議案第62号 非農地証明願について意見を求める。

議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。

議案第64号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。

### 第3 報告第1号 高原町農業振興地域整備計画の変更について

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村洋二 係長 小久保洋平

## 6. 会議の概要

(小久保係長) 皆さま、おはようございます。時間になりましたので、これから総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同礼」。お座りください。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、お手元に配布の議案書のとおり「議案第59号から議案第64号」までの議案24件と報告1件でございます。なお、来月4月の定例総会は、28日、火曜日の予定でございます。議案審議、及び転用議案に係

る現地調査につきましては、1週間前の21日、火曜日をお願いする予定です。4月の4条・5条に係る調査委員会は、第2調査委員会です。どうぞよろしくお願ひします。横山会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中今7名であります。推進委員8名中8名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、3月の定例総会を開催致します。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。よろしくお願ひします。

(議長) これより議事に入ります。まず、日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名致します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

(議長) それでは、議事録署名委員に、5番山元委員と6番堀ノ内委員を指名致します。なお、本日の書記は事務局の小久保係長にお願ひ致します。次に、日程第2議案審議に入ります。

(議長) 議案第59号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願ひ致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、局長) 議案第59号については、議案書の4ページをご覧ください。今回の許可申請件数は、1件です。第1項、譲受人〇〇〇〇氏と譲渡人〇〇〇〇氏による売買で、畑1筆2, 258㎡、売買金額は総額15万円でございます。調査委員は、酒匂委員でございます。受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

(議長) 本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告を求めます。第1項につきましては、酒匂委員に調査をお願ひしておりますので、調査内容の報告をお願ひ致します。

(酒匂委員) はい、議長。(はい、酒匂委員) 17番、酒匂です。議案第59号第1項の現地調査の報告を申し上げます。3月23日、月曜日15時より現地調査を実施致しました。申請地は議案書の5ページの航空写真をご覧ください。場所は、広原鷹巣中尾の農地で畑1筆であります。JR広原駅の南西約700mにあります。譲渡人〇〇〇〇様宅を訪問し内容の確認を致し、又、譲受人は農業用機械としてトラクター、管理機等を所有されておりました。農作業は、家族2名で経営され従事日数も満たされております。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っておられ、地域の話し合い活動に参加協力するなど特に問題ないと判断致しました。以上です。

(議長) はい、ありがとうございます。以上で報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見を賜りたいと思います。

(議長) ご意見、ご質問等ございませんか。

(議長) 無いようですけれどもこれをもって審議を終わってよろしいでしょうか。

(はいの声)

(議長) これより採決致します。議案第59号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第59号第1項については、申請どおり許可することに決定致しました。

(議長) 次に、議案第60号「農地法第3条の規定による賃貸借権設定の許可について意見を求める」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、局長) 議案書の7ページをご覧ください。第1項、借受人〇〇〇〇氏と貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田3筆2, 915㎡の使用貸借です。調査員は、加藤委員でございます。以上、受付審査の結果、許可要件のすべてを満たしているものと考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、地元委員に調査を付託しておりますので、その報告を求めます。第1項につきましては、加藤委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願いします。

(加藤委員) はい。(はい、加藤委員) それでは14番、加藤が報告致します。本件につきましては、3月23日、月曜日に現地調査を行っております。申請地は、議案書の8ページの航空写真をご覧ください。当事者の意思確認は3月24日と25日にそれぞれ電話で本人と話をし確認をとっております。場所につきましては、はなどう村おこしセンターから北へ100m程入った所の農地3筆、計2, 915㎡です。ここはですね、3年程前から遊休農地になっていましてその原因というのが、以前耕作されていた方がやめられてその後周りの借受人が中々いなかったんですけど、いなかった理由ってのが湿田で以前の耕作者が何回かトラクターがはまったらしいです。それを見ていたら中々ちょっと借り手がいなかったですが、今回、〇〇〇〇さんの方に話をし、やりたいということで話がまとまっております。条件の悪い場所にはすでにボラ土、シラスを入れ整備中で荒起こしも終わりました6月の田植えに向け準備中でした。借受人は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有し、従事日数も満たしています。地区のオペレーターとしても活動しており、特に問題ないと判断致します。以上です。

(議長) はい、ありがとうございました。以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ご意見賜りたいと思います。ご意見、ご質問等をお願いします。

(議長) ご意見等はございませんか。

(議長) 無いようですけどもこれで審議を終わってよろしいでしょうか。

(はいの声)

(議長) それではこれより採決致します。議案第60号「農地法第3条の規定による賃貸借権設定の許可について意見を求める」の第1項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第60号第1項については、申請どおり許可することに決定致しました。

(議長) 次に、議案第61号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める」を

議題と致します。それでは、事務局長に説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、局長) 議案書の10ページをご覧ください。今回の農地法第5条に関連する申請件数は1件です。ご説明申し上げます。第1項譲受人〇〇〇〇氏と譲渡人〇〇〇〇氏による太陽光発電施設、駐車場、作業スペースへの転用を目的とした売買です。売買価格は150万円です。畑2筆、1,858㎡の転用申請で都市計画区域内、農用地区域外の第2種農地です。以上第1項の案件につきましては、農地法第5条第2項各号の不許可要件に該当しないと思われることから、許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第1調査委員会に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告を山元委員長にお願い致します。

(山元委員) はい、5番山元。(はい、山元委員長) 3月23日に第1調査委員会として山元、高野瀬、酒匂委員及び、事務局担当の小久保さんと調査を致しました。転用目的につきましては、太陽光発電施設、駐車場、作業スペースであります。申請地は、11ページをご覧いただきたいと思います。町営住宅並木団地のすぐ裏の方に位置をしております。施設の配置につきましては12ページの方をご覧いただきたいと思います。申請地につきましては、農用地区域外で第2種農地となっており、この図の通り排水については、中央に地下浸透柵を設置して処理をするというふうになっております。又、近くにも同じような太陽光施設が設置されておまして、地域住民周辺農地にも影響は無いという事から問題は無いものというふうに判断を致しました。以上です。

(議長) はい、ありがとうございました。随行された他の委員の方のご意見等はございませんか。

(高野瀬委員) ありません。

(議長) はい。随行された他の委員の方のご意見等はございませんか。無いようですので、それでは質問の方を承りたいと思います。

(岡元委員) はい。(はい、岡元委員) この太陽光発電に関しては良いんですけど、隣に畑があるわけですね、耕作されてる方がいると思うんですけど。この人も多分、農機具等、マニアとかテッダーとかいろんなものを使って耕作されると思うんですけど、それで、その度にもし石とかそういうものが飛んで太陽光発電の方に被害があった場合、それは土地の所有者と太陽光設備をされることの話合いというのは出来ているのでしょうか。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、局長) この太陽光発電施設、先程の〇〇〇〇氏からの申請でございますが、隣接する農地についてはですね、太陽光発電所を設置する旨の説明等をされております。ということで、ご理解を頂いているというふうに考えております。以上でございます。

(岡元委員) 実を言うと、私の畑の隣にも太陽光発電が昨年暮れにできたんですよ。できたんですけどそういう話は全然来なくてですね、何ができるんだろうかなと思っていたら太陽光発電のができたんですよ。私も農作業いろんな機械を使ってやるんですけど、その太陽光発電が畑の下にあるんですよ。同じ高さくらいかな。だから石とかそういうのがマニアとか使った場合、いろんな物が飛んだり、イタリアンを混ぜてもゴミがするわけですよ。だからそういうのをどうしたら耕作者として、どうしたらいいかと思って一応こうい

のが出てきたもんだから尋ねてみようかなと。

(事務局長)はい、議長。(はい、局長)太陽光発電所に限らずですね、転用する場合につきましては隣接者の同意的なものはいらないんですけども、後々おっしゃったような心配をされる方、特に耕作をするうえでみると心配をされたり、石が飛んできたとかそういったトラブルが無いように隣接する農地なり宅地などがある場合特にですね、転用する旨、太陽光発電をしますとか、住宅を建てますとかそういった説明とか同意というか報告等をするように申請者の方々にはお願いをしております。

(山元委員)はい。(はい、山元委員)5番、山元。この〇〇〇〇さんの上の〇〇〇〇さんのところは既に太陽光発電が設置されています。まだ今のところ問題があるとかっていう話は聞いてないので、ここにできたとしても変わらないのかなあというふうな判断をしたところですよ。

(事務局長)農作業上のことトラブルがあるとですね、元々畑を持ってた人の権利もあるからですね、それは今後も十分説明等をしていきます。

(議長)他にご質問等ございませんか。

(議長)無いようですけど、これをもって審議を終わってよろしいでしょうか。

(はいの声)

(議長)それではこれより採決致します。議案第61号「農地法第5条の規定による許可・進達について意見を求める」の第1項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長)はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第61号第1項については、申請どおり許可することに決定致しました。

(議長)次に、議案第62号「非農地証明願について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長)議長、事務局長。(はい、局長)議案書の14ページをご覧ください。今回の非農地証明願の申請件数は1件です。ご説明申し上げます。申請人の〇〇〇〇氏から、畑1筆について非農地証明願が提出されたものでございます。現地は、高原町大字後川内宇崎原〇〇〇〇2, 183㎡の登記簿上の地目では畑でございますが、隣接する南側の畑よりも一段高く、勾配もあり、更に雑木、杉等が生えており現況は山林となっております。台帳地目は畑ですが、農地として相当年数使用していない状況にあります。畑地かんがい事業の受益地ともなっておらず、農地法第4条、第5条に規定する農地以外の土地でもあることから、非農地として取り扱いしても問題ないと考えております。なお、現地調査については第1調査委員会をお願いをしております。以上でございます。

(議長)はい、本件につきましては、第1調査委員会に現地調査を付託してありますので、その報告を山元委員長をお願いしたいと思います。

(山元委員)はい、5番山元。(はい、山元委員長)同じく3月23日に第1調査委員会で調査をしております。現況につきましては山林になっておりまして、畑かん受益地でもなく、また、その山林もですね相当年数がたっているような雑木といっても、直径が30cmを超えるような感じですね、もう山ですね。山林になっております。これを復

旧するというのは相当大変だということで、また、地域住民、周辺の地にも影響が無いというふうに判断をして問題無いものと判断をしたところでございます。以上です。

(議長) はい、ありがとうございました。随行された他の委員のご意見等はございませんか。

(酒匂委員) はい。(はい、酒匂委員) 17番、酒匂です。今、山元委員の説明の通りですね、隣接している山との境にあるという事で周辺地域に対しても問題が無いという事で、同行させてもらってそういう具合を見せてもらって、良いんじゃないかと。

(議長) はい、これより審議に入ります。ご意見、ご質問等はございませんか。

(議長) これをもって審議を終わってよろしいでしょうか。

(はいの声)

(議長) これより採決致します。議案第62号「非農地証明願について意見を求める。」の第1項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第62号の第1項は、申請どおり許可することに決定致しました。

(議長) 次に、議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、局長) 議案書は17ページをご覧ください。第1項は、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、1,553㎡の売買で、対価総額15万5千円でございます。横山会長、郡山委員にあっせんを頂いております。第2項は、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、1,985㎡の売買で、対価総額22万円でございます。西村委員、郡山委員にあっせんを頂いております。以上については、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) はい、只今事務局長の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。ご意見、ご質問等はございませんか。

(議長) 無いようですけれども、審議を終わってよろしいでしょうか。

(はいの声)

(議長) はい、これより採決致します。議案第63号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」の第1項及び第2項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第63号の第1項及び第2項は申請通り許可することに決定致しました。

(議長) 次に、議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願いします

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、局長) 議案書は21ページをご覧ください。第1項、借

受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑7筆、23,146㎡です。貸借期間は、令和2年4月1日から令和2年11月23日までで、賃借料は年総額59,000円ですが、当該期間の賃料の支払は発生しません。備考欄にもありますように、従前の借受人の〇〇〇〇氏が法人化したため、設定をし直すものでございます。第2項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑4筆、17,094㎡の賃貸借で貸借期間は令和2年4月1日から令和3年2月21日まで、賃借料は年総額40,000円です。第3項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田、1筆、2,715㎡の賃貸借で貸借期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の再設定、賃料は米3俵です。第4項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏、田6筆、2,656㎡の賃貸借で貸借期間は、令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間の再設定、賃料は年総額15,000円です。第5項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏、田1筆、711㎡、の賃貸借で貸借期間は、令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間の再設定、賃料は年総額7,000円です。相続人過半数の同意を頂いております。第6項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏、畑1筆、2,647㎡、令和2年4月1日から令和12年3月31日迄の10年間の使用貸借の新規設定です。第7項以降は、農地中間管理機構が引き受ける中間管理権の利用権設定に関するものです。今回の中間管理事業に係る対象農地は、第7項から第18項までの12件でございます。第7項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田2筆、2,202㎡です。第8項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田3筆、8,684㎡です。第9項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑2筆、2,841㎡です。第10項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑1筆、4,224㎡です。第11項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑3筆、2,060㎡です。第12項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田1筆、5,313㎡です。以上が10年間の新規設定となっております。第13項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑1筆、1,567㎡です。第14項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑1筆、2,867㎡です。第15項、貸渡人〇〇〇〇氏で、畑1筆、2,274㎡です。第13項から第15項までが、相続人過半数の同意を頂いております。第16項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田1筆、1,400㎡です。令和2年5月1日から令和11年6月30日までの9年2ヶ月間の使用貸借期間の新規設定です。第17項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田1筆、806㎡です。令和2年5月1日から令和17年4月30日までの使用貸借です。農地中間管理機構関連整備事業祓川第1地区に関連する農地で共有者過半同意を頂いております。第18項、貸渡人〇〇〇〇氏で、田10筆、4,668㎡です。令和2年5月1日から令和7年4月30日までの5年間の賃貸借で、相続人過半数の同意を頂いております。以上の配分先は、利用計画公告、機構審査、県公告を経た後、2ヶ月後位に配分決定通知が公社から届きますので、直近の総会時にお渡しする予定です。以上が議案第64号第1項から第18項までの概要でございます。以上すべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、これより議案第64号第1項から第18項の審議に入ります。ご意見等はございませんか。

(議長) 無いようですので、これをもって審議を終わってよろしいでしょうか。

(はいの声)

(議長) はい、これより採決致します。議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」の第1項から第18項までに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) はい、ありがとうございます。議案第64号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」の第1項から第18項までは承認されました。

(議長) 次に、報告第1号「高原町農業振興地域整備計画の変更について」事務局長に説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、局長) 議案書は36ページをご覧ください。案件番号1、農用地への編入でございます。大字後川内字川平〇〇〇〇、畑、2, 268㎡を農用地に編入いたしました。案件番号2番から4番は農用地除外でございます。大字蒲牟田字湯ノ平〇〇〇〇、田、124㎡は、車庫敷地のための除外です。大字広原字西大谷〇〇〇〇、畑、1, 952㎡は、植林を目的としての除外です。大字蒲牟田字中棚〇〇〇〇、田、369㎡は、携帯電話の電波塔設置のための除外です。この電波塔敷地については、電気通信事業法の認定電気通信事業の用に供する空中線系または中継施設の許可基準により転用申請不要となっております。37ページをご覧ください。案件番号1、農用地への編入でございます。大字西麓字屋敷野〇〇〇〇、畑、4, 279㎡しいたけ栽培原木のほだ場です。案件番号2、農用地除外でございます。ここで資料の修正がございます。西麓字木場谷〇〇〇〇、田、1, 786㎡となっておりますが、地目は畑でございます。修正をお願いいたします。建設資材置場、いわゆる土場でございます。以上を農業委員会の意見として同意しております。今後、公告等の農振法上の手続き終了後、農地法による諸手続の申請が出されるものと思われれます。以上でございます。

(議長) 只今、事務局長の説明が終わりました。報告第1号についてご意見、ご質問等を伺いたいと思います。ご意見、ご質問等ございませんか。

(ありませんの声)

(議長) 無いようですので、これを以て審議を終わります。

(会長代理) 以上で、本日提案いたしました議案の審議は、すべて終了致しました。これを持ちまして、3月の農業委員会定例総会を閉会致します。

(小久保係長) ご起立をお願いいたします。「一同礼」。お座りください。お疲れ様でした。